

## 緊急アンケート

「どのくらい知っていますか “国民投票法(案)”」が  
全国30箇所（総回答者1789名）で実施された

国民のための国民投票法を考える会

（2007年4月12日現在）

### ■ 慎重審議を求める声

「審議が尽くされた」とする人は、わずか4%

「審議が尽くされていない」（63%）「分からない」（25%）が合わせて、88%

### ■ ほとんどの国民が法案の内容を知らない

国会が発議する憲法改正案の周知期間一つとっても、法案の内容を理解しているのは、わずか10%。圧倒的多数の国民が、法案を知らない

### ■ 最低投票率の定めが求められる

6割以上の人が、憲法が改正されるのは「総有権者」の過半数が承認した場合が望ましいと回答

### ■ 緊急アンケート実施

3月28日～4月11日までの約2週間、北は札幌から南は那覇まで、全国30箇所（\*実施した場所は末尾に掲載。）で共通の設問による街頭調査が行われた。主催は、弁護士や学生他からなる「国民のための国民投票法を考える会」。

質問事項と集計結果については別紙の通り（総回答者1789名）。

## ■ 慎重審議を求める声

街頭調査では、同法案についての審議が尽くされていないとする人（回答中63%・1129人）が、審議が尽くされたとする人（回答中4%・68人）を大幅に上回った。アンケートを採る際、改憲すべきなので国民投票法は必要との意見を述べた人からも「もっと国民に知らせて国民の間で議論すべき」という意見が目立った。また、そもそも法案について知らない人が多いことから、「分からない」との回答数も多く（回答中25%、454人）、「審議が尽くされていない」「分からない」が合わせて88%という極めて高い数字が出た。

4月半ばにも衆議院で採決と報道されている同法案であるが、十分な審議が強く望まれている。

## ■ ほとんどの国民が、法案の内容を知らない

周知期間一つとっても、法案の内容を理解しているのは、わずか10%にすぎない。大多数の国民が、法案の内容を知らない。

## ■ せめて総有権者の3分の2程度の最低投票率の定めを設けるべき

「総有権者の過半数」の承認で憲法改正がなされるのが望ましいと、考えている人が多数であることも分かった。

「どのくらいの賛成があれば憲法を改正できるとするのがいいか」、という任意的回答事項については、全回答者（402人）中、6割以上の人（243名）が「総有権者の過半数」との回答であった。

憲法改正が認められる場合を「総有権者の過半数」の承認があった場合とするか、憲法改正の正当性を保つためにも、総有権者の3分の2以上とするなどの最低投票率の定めを設ける必要がある。

## ■ 憲法という国で一番重要な規範を改正するための手続法について、大多数の人が法案の中身を知らず、また、審議が尽くされていないと考えていることが分かった。

調査を担当した松崎暁史弁護士（那覇）は、「ここまで国民が法案の内容を知らず、また審議不十分との声が多い中で、法案が衆議院で採決されることは許されない。このアンケートの結果や各種世論調査などにも表れているが、ほとんどの国民が今国会での法案の成立を望んでいない。憲法改正の是非についての国民的な正当性を担保するための最低投票率の定めや要否などについても、もっと議論を尽くすべきだ。このような状況で法案が成立することは全国民にとって不幸なことだ」と述べた。

「国民のための国民投票法を考える会」

代表世話人：弁護士 猿田佐世 03-3341-3133

同 弁護士 田場暁生 03-3988-4866

\*アンケートを実施した場所（2007年4月12日現在）

札幌、高崎、水戸、東京（池袋、銀座、本郷、練馬、蒲田、目黒、秋葉原、新橋、新宿、小金井）、新潟、富山、静岡、名古屋、岐阜、京都、大阪（京橋、難波、梅田）、大津、和歌山、岡山、山口（萩・美祢）、福岡、那覇、